

調査結果の概要

調査の目的及び実施概要

1. 調査の目的

認定NPO法人制度は、市民や企業からNPO法人への寄附を促す仕組みとして、重要である。この制度については、平成15年度の税制改正において大幅な拡充がなされたところであるが、平成16年9月末現在で認定NPO法人の数は25法人にとどまっている。

このため、できる限り多くNPO法人によってこの制度が活用されるよう、現状を十分に把握した上で、必要な対応を検討することが重要であることから、現行制度の利用実態について調査を行った。

2. 実施概要

(1) 実施期間

平成16年7月7日(水)～8月6日(金)

(2) 対象

全国のNPO法人(平成16年3月末時点、認定NPO法人を除く)

発送対象法人数	16,136
回答法人数	3,242 (回答率20.1%)

全認定NPO法人(平成16年6月末時点)

発送対象法人数	24
回答法人数	22 (回答率91.7%)

調査方法

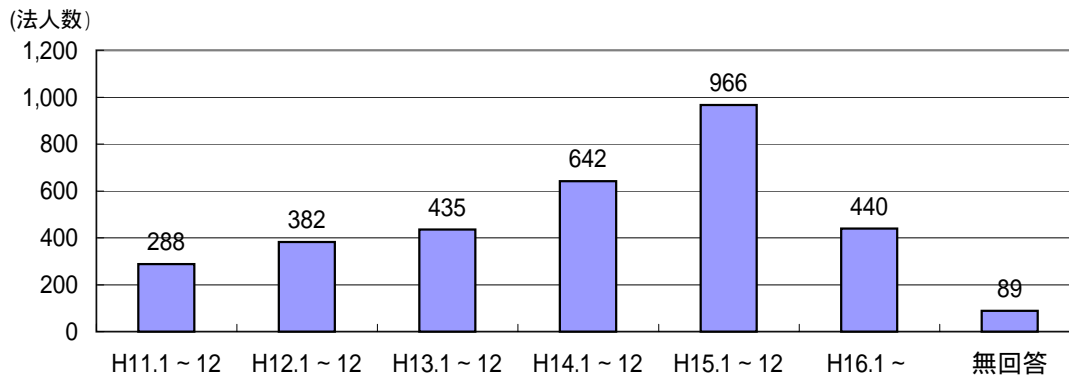
質問票 郵送法

調査結果

1. 法人の概要

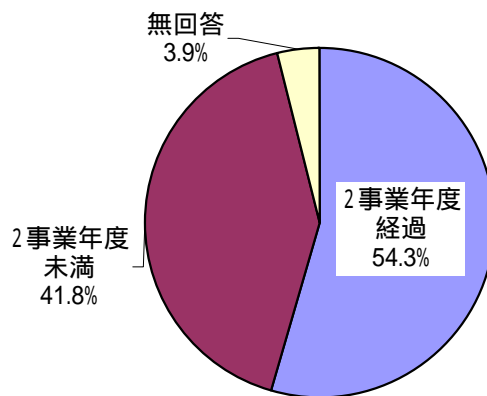
(1) 設立時期

平成15年以降に設立された法人が4割以上を占める。



(2) 事業年度の経過状況

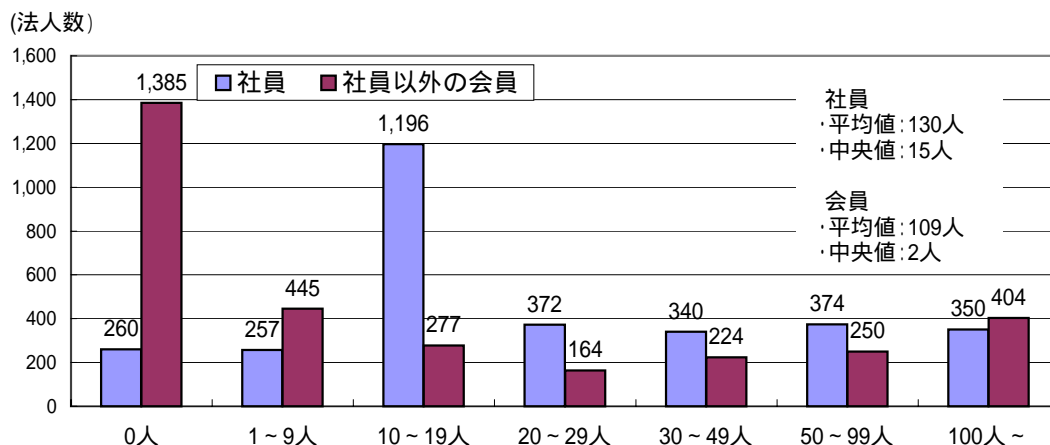
認定申請を行うことができる2事業年度が経過した法人は全体の約54%を占める。



(3) 社員、会員、役員の状況

社員・会員の規模

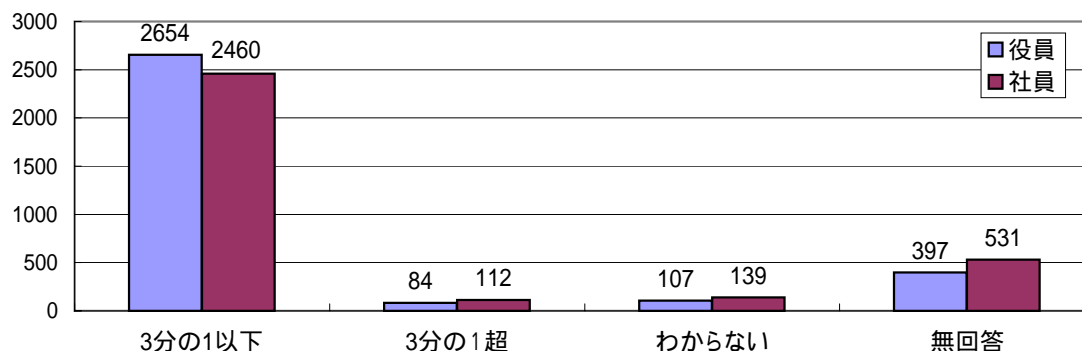
社員数10~19人の法人が1,196件と全体の約37%を占めるなど、社員数及び会員数については少人数の法人が大半を占める。



役員及び社員における親族等の割合

役員及び社員のうち親族等の占める割合が3分の1を超えてはいけないという認定要件について、「3分の1以下」の法人は80%超であり、「3分の1超」の法人は3%未満となっている。

(法人数)

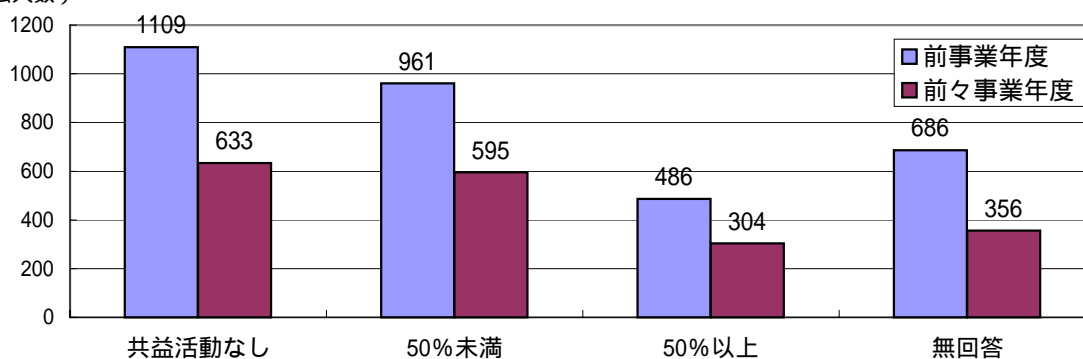


(4) 会員等に対する活動の状況

会員等を対象とする活動など共益的な活動は50%未満でなければいけないという認定要件について、約34%の法人は共益的な活動を実施しておらず、共益的な活動が50%未満の法人は約30%となっている。

一方、共益的な活動が50%を超えている法人は約15%となっている。

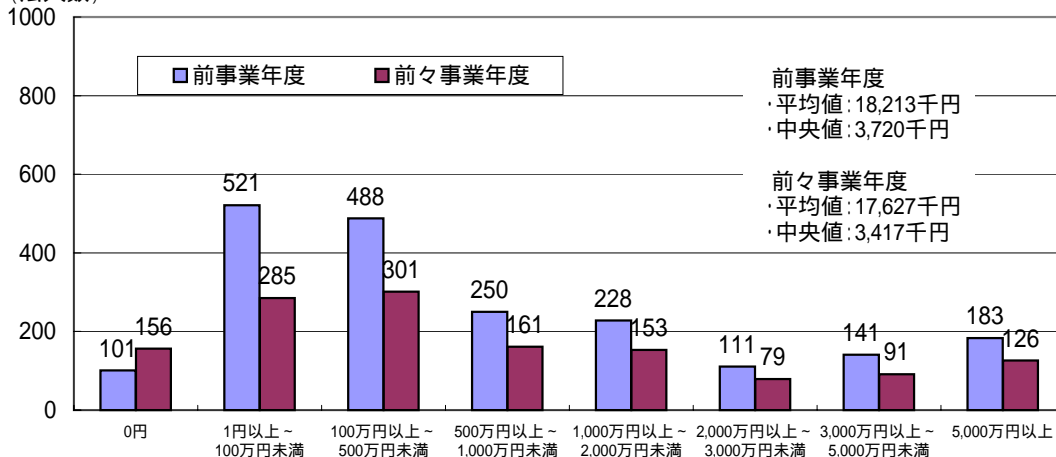
(法人数)



(5) 収入の状況

100万円未満の法人が約3割となっており、収入規模の小さい法人が多い。

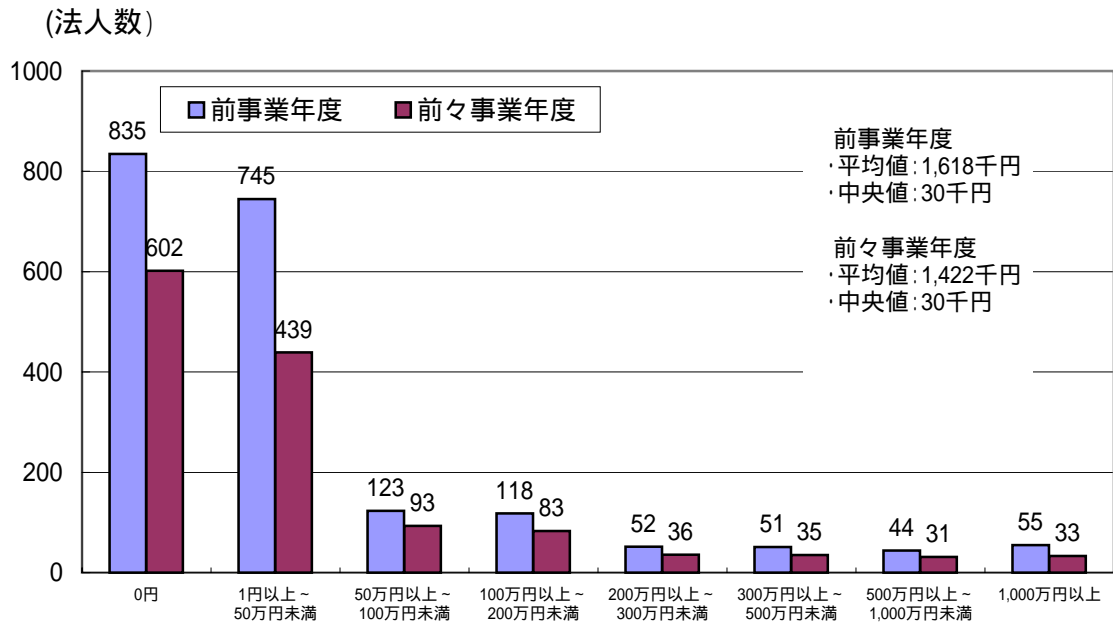
(法人数)



(6) 寄附金

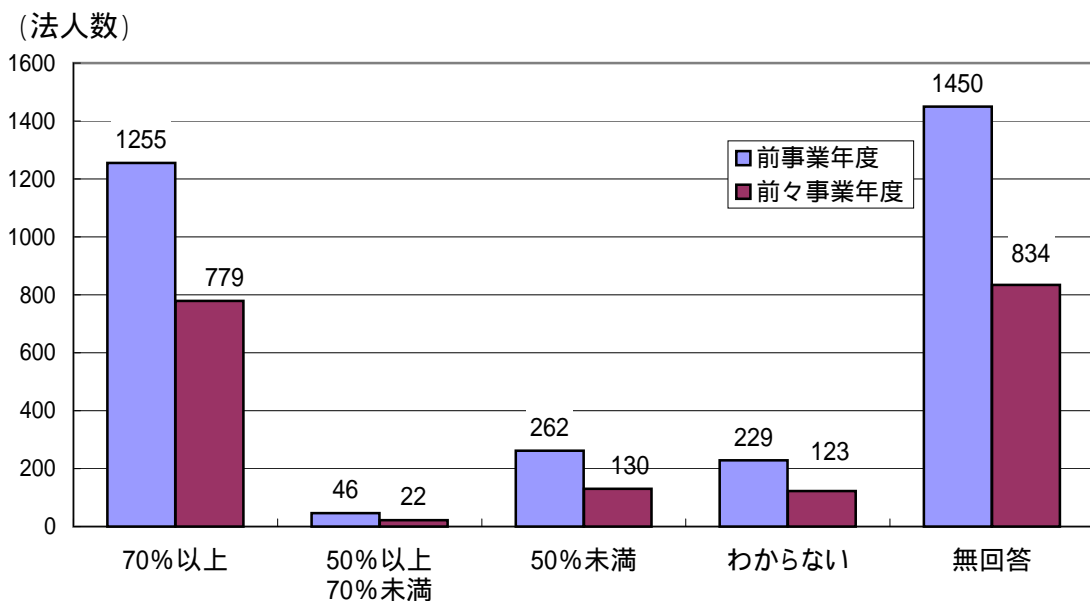
受け入れ状況

寄附金の受け入れが全くない法人が4割、50万円未満の法人が3割を超えており、NPO法人における寄附の受け入れは少ないのが現状。



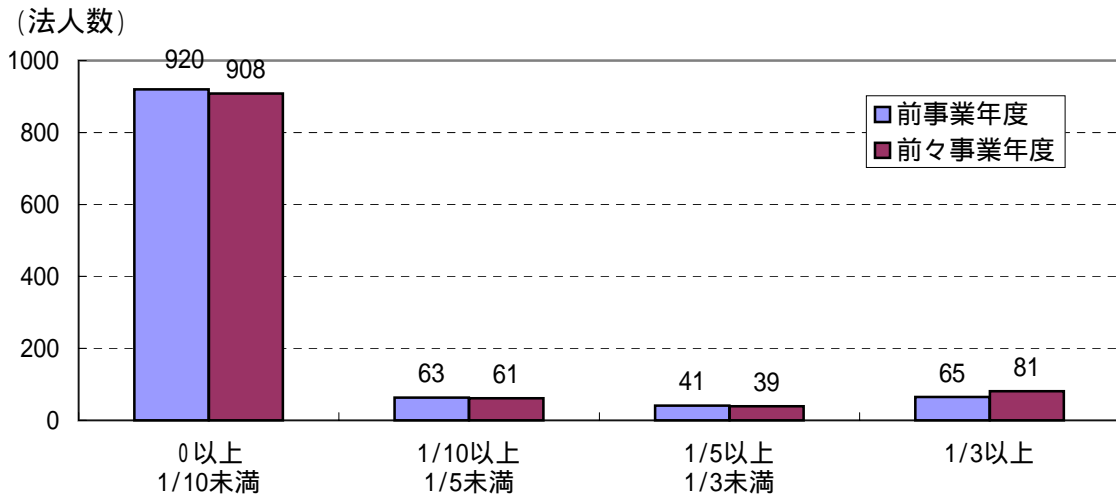
寄附金の特定非営利活動に係る事業への充当

受け入れた寄附金の70%以上を特定非営利活動へ充当しているかという要件については、約4割の法人が「70%以上」であり、70%未満の法人は約1割となっている。



(7) パブリックサポートテスト

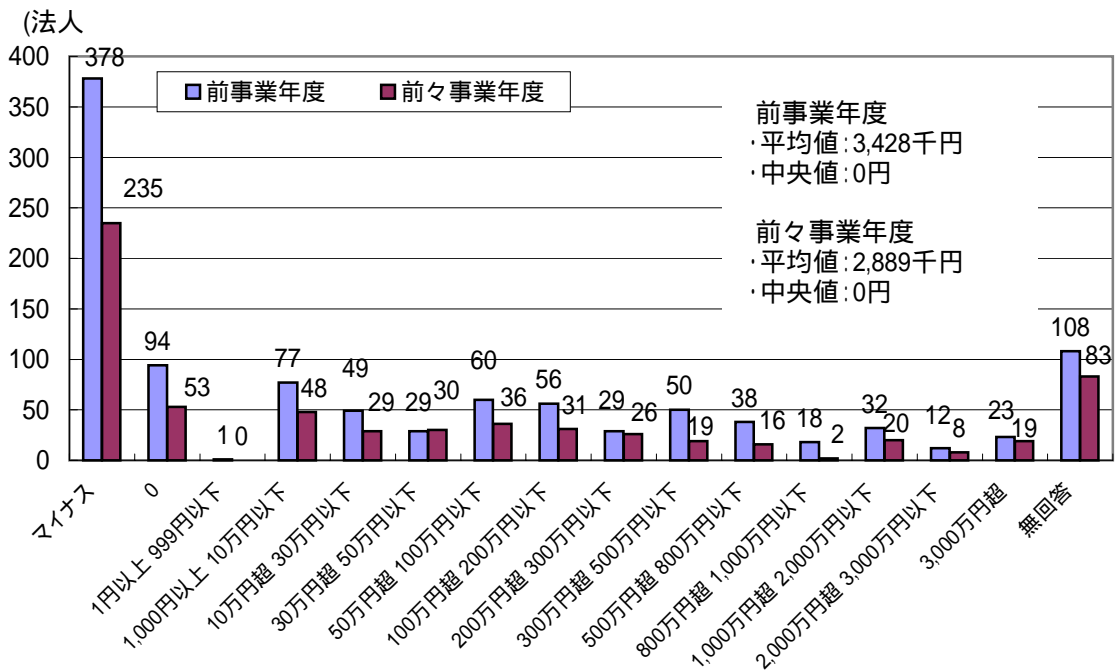
広く一般からの支持を受けていることを明らかにするため、総収入に占める寄附金の割合が2事業年度とも5分の1以上でなければいけないというパブリックサポートテストの認定要件については、2事業年度を経過している有効回答法人1,089法人のうち、61法人(5.6%)が2事業年度とも5分の1以上となっている。



(注) 前事業年度のPSTの値が5分の1以上の法人は106件、前々事業年度のPSTの値が5分の1以上の法人は120件であった。上記にも記載したとおり2事業年度とも5分の1以上の法人は61件であった。

(8) 税法上の収益事業(収益事業の所得金額の規模別法人数)

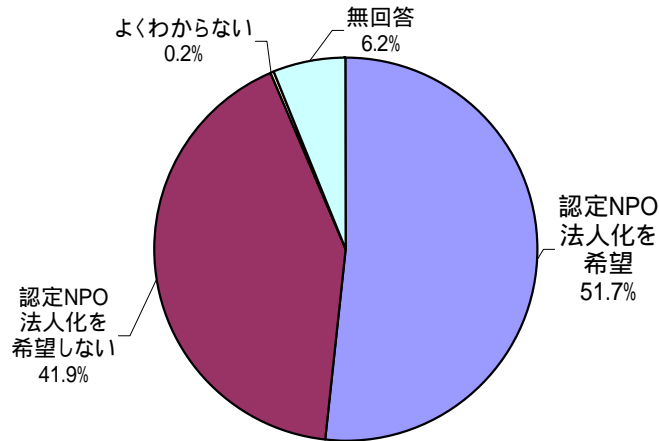
収益事業の所得がマイナス、若しくはゼロの法人は全体の約45%を占める。



2. 制度の利用状況

(1) 認定NPO法人化の希望状況

認定NPO法人になることを希望している法人は約52%を占める。

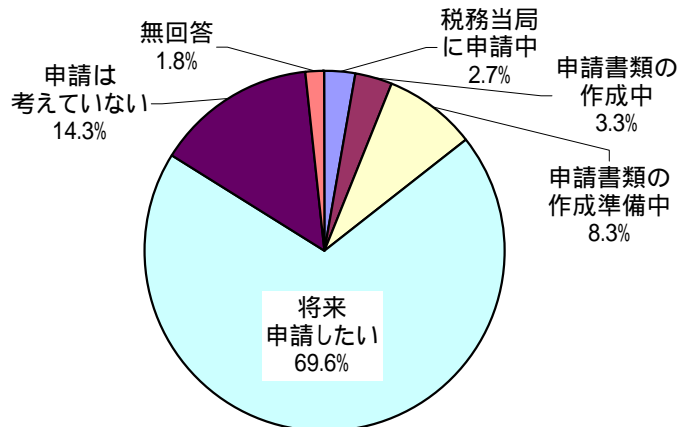


(2) 認定申請の進捗状況

認定申請に向けた作業状況（「認定NPO法人化を希望する法人を対象」）

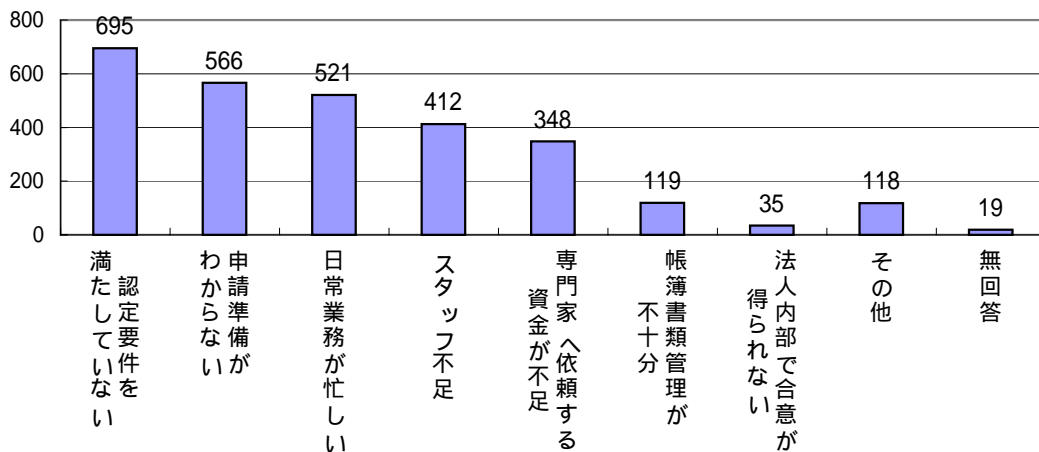
実際に申請の準備を行っているのは約14%となっている。

なお、申請準備を進めていない理由としては「認定要件を満たしていない」ことを挙げる法人が最も多い。



(法人数)

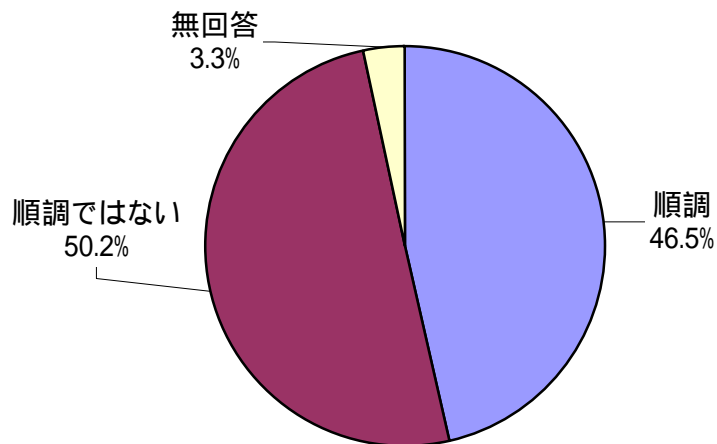
申請準備を進めていない理由



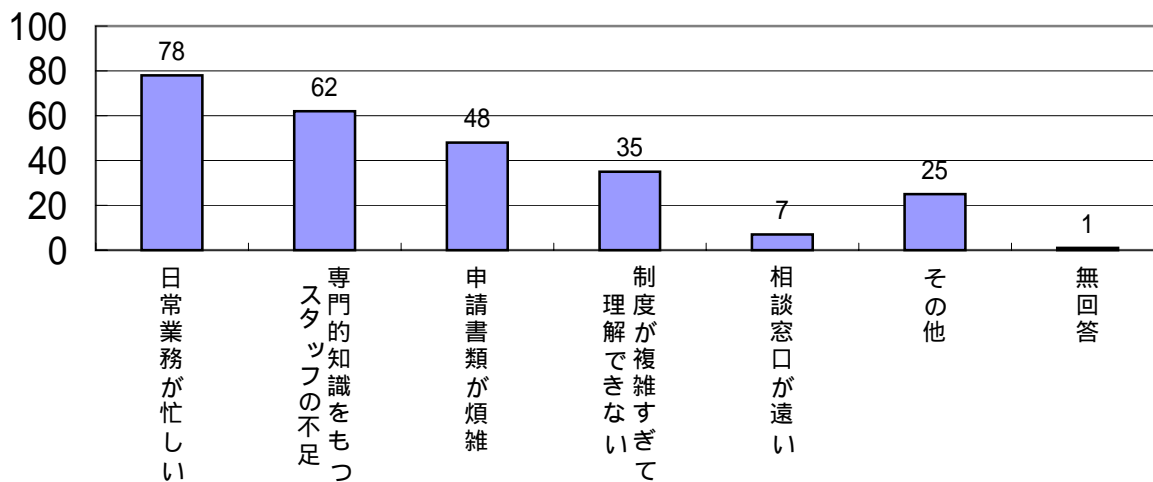
申請準備の状況

(「税務当局に申請中」、「申請書類の作成中」又は「作成準備中」と回答した法人を対象)
「順調」に進んでいる法人が約47%、「順調ではない」法人が50%とほぼ半々となっている。

なお、申請準備が「順調ではない」理由としては、「日常業務が忙しい」、「専門的知識をもつスタッフの不足」を挙げる法人が多い。



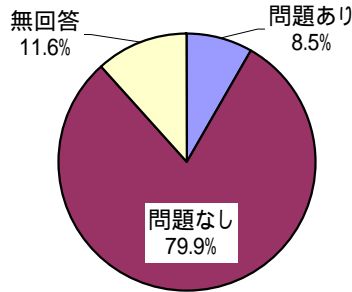
申請準備が順調に進まない理由



3. 申請・報告書類に関する意識

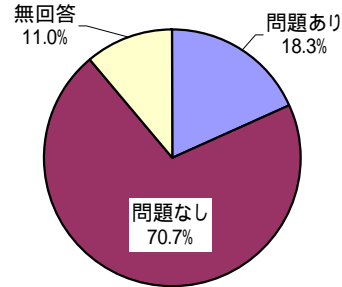
(1) 受け入れた寄附金の明細表 税務当局への提出に関する 問題の有無

約9%の法人が「問題あり」、約80%
の法人が「問題なし」と回答。



一般の閲覧に供することに関する 問題の有無

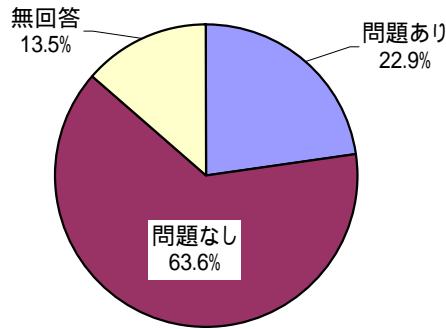
約18%の法人が「問題あり」、約71%
の法人が「問題なし」と回答。



(2) 認定後における報告書類

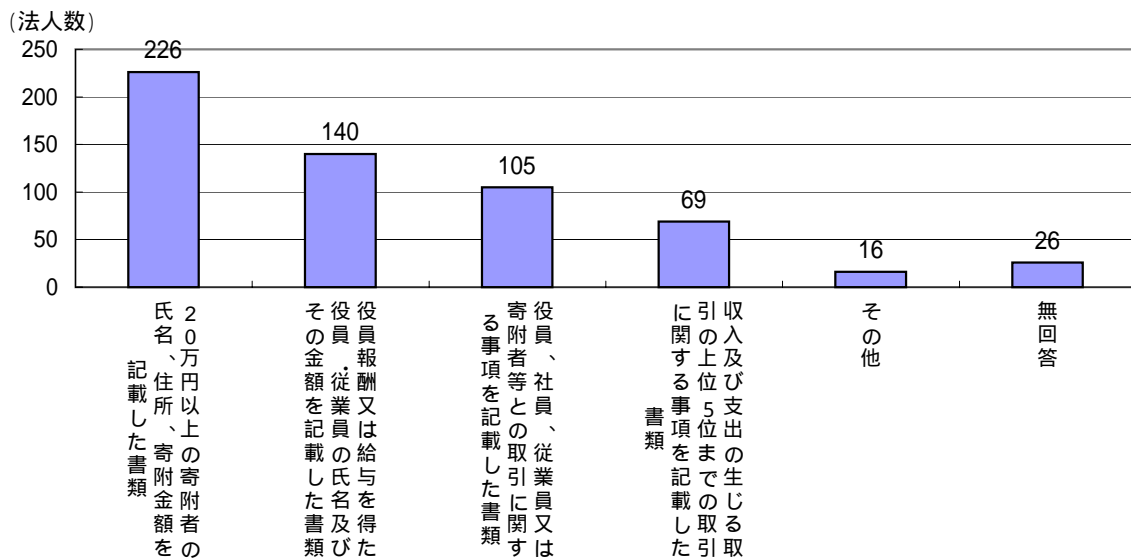
一般の閲覧に供することに関する問題の有無

約23%の法人が「問題あり」、約64%の法人が「問題なし」と回答。



一般の閲覧に供することの問題があると思われる報告書類

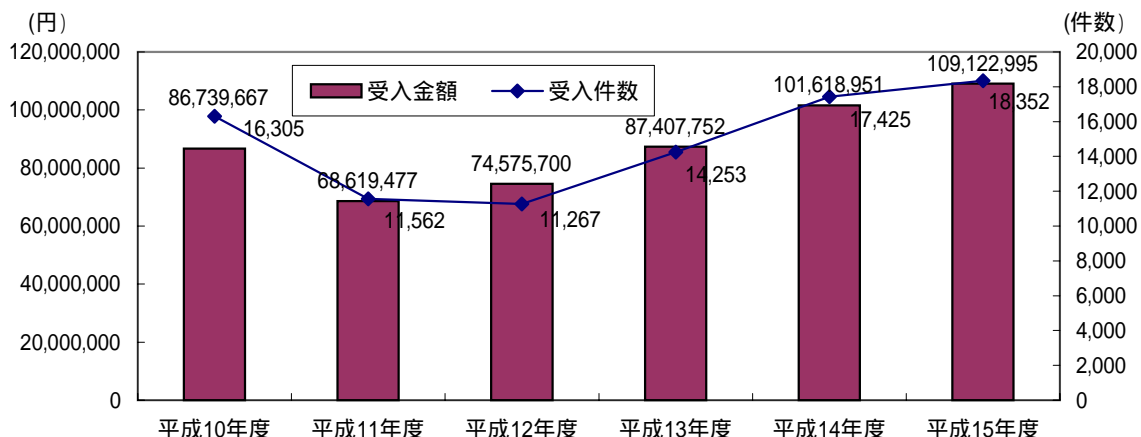
「問題あり」と回答した法人のうち約70%が、「寄附金の明細表」を挙げている。



4 . 認定後の効果（認定NPO法人に対する調査結果）

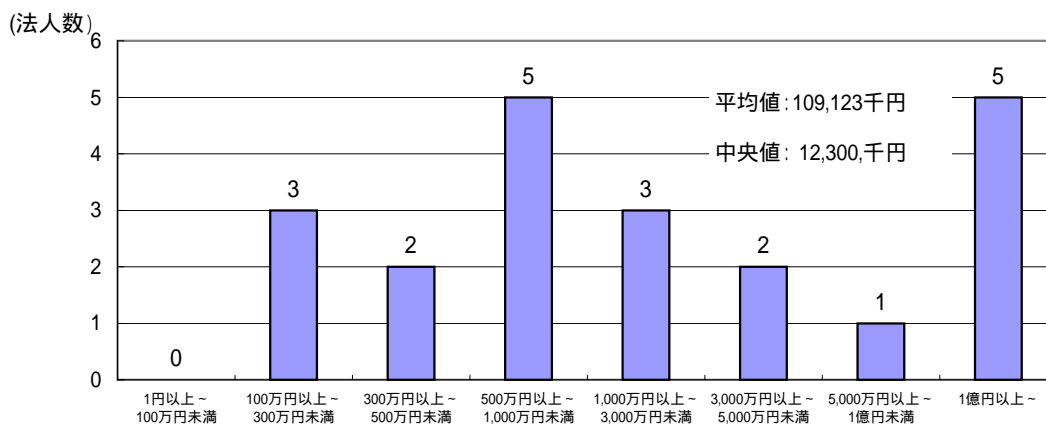
（1）寄附金の推移

一法人あたりの寄附金受入件数及び金額の平均値
寄附金の受入件数、金額ともに増加傾向である。



受入寄附金額別法人数(平成15年度)

1,000万円以上の法人が5割以上となっている。



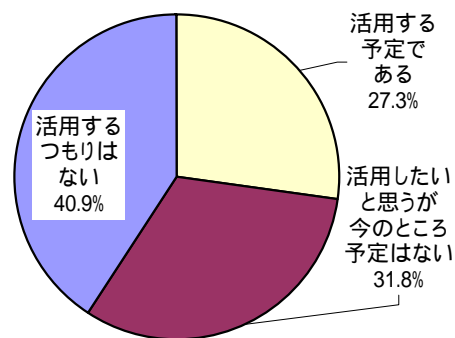
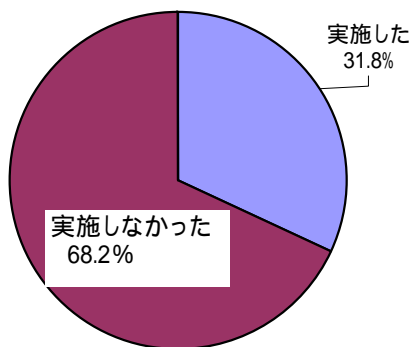
（2）みなし寄附金制度の活用状況

法人税法上の収益事業の実施状況

税法上の収益事業を行ったのは7法人。
このうち、みなし寄附金制度を活用した法人は1法人のみ。

今後のみなし寄附金制度の活用予定

活用の意向がある法人は約6割。



認定NPO法人制度の活用増進に向けた課題

今後、認定NPO法人制度がより広くNPO法人に活用されるために以下のような課題に対し取り組むことが重要である。

(1) 我が国におけるNPO法人に対する寄附意識の向上

当制度の普及にあたっては、NPO法人に対する寄附意識の向上が必要不可欠である。しかし、現状では市民や企業がNPO法人に対して寄附を行う環境が整っていないことから、当制度を十分に活用できないといった問題が考えられる。

このため、当制度の活用増進にあたっては、以下に挙げる取組等を通じて、人々がNPO法人に対して寄附を行いやすい環境を整備していくことが重要である。

- NPO法人制度全体に対する信頼の確保
- NPO法人による市民への情報公開の徹底
- NPO法人による寄附の募集活動推進のための啓発活動等
- 市民や企業におけるNPO法人への寄附意識の向上のための取組
- 中間支援型NPOなどによるNPO法人の活動内容や評価に関する情報提供の充実

(2) 認定NPO法人制度に関する普及啓発

NPO法人及び一般の市民、企業において、認定NPO法人制度が十分に周知されていない現状を踏まえ、制度の趣旨及び税制上の特例措置の内容や申請手続き等について、普及啓発を進める。

(3) NPO法人に対する申請手続きや会計処理に対する支援の充実

認定NPO法人制度を利用するにあたり、日常業務が忙しく申請手続きを進める時間がないこと、会計や税務など専門的知識をもったスタッフが不足していること、申請手続きが煩雑であること等を踏まえ、会計処理など法人の内部管理について、市民や企業、中間支援組織等の参加・協力や、会計や税務の専門家による支援が進むように環境整備を図る。

(4) 認定要件等、制度面における検討

パブリックサポートテスト要件など現行要件が設けられている趣旨や必要性、要件緩和による効果を十分に考慮し、NPO法人の実態を踏まえた上で、当制度の利用を促進する観点から見直すことができる事項がないか検討を行うことが重要である。

税務当局へ提出し、一般の閲覧の対象となる申請書類、報告書類について、NPO法人における透明性を確保することの重要性を十分に踏まえつつ、寄附者の個人情報に関してどのような配慮を行うことが適当であるか検討することが重要である。